

深夜における酒類提供飲食店営業 営業開始届出

営業内容	午前0時を超えて、営業する飲食店営業のうち、バーや酒場、スナックその他客に酒類を提供して営む営業（酒類の提供が主となるもの）
申請時期	営業開始日の10日前までに
必要書類	【個人の場合】
	<ul style="list-style-type: none"> ① 深夜における酒類提供飲食店営業営業開始届出書 ② 営業の方法 ③ 営業所の周辺の図面・・・・・・・・・・・・・・・・（周囲100メートル以上） ④ 営業所の平面図 <ul style="list-style-type: none"> ア 客席配置図・・・・・・・・・・・・・・・・（カウンター・イス等を入れたもの） イ 営業所の客席求積図・・・・・・・・・・・・・・・・（スケールを入れたもの） ウ 営業所の客室求積表・・・・・・・・・・・・・・・・（面積を算出した計算式） エ 照明・音響・防音設備図・・・・・・・・（電球のワット数、スピーカーのワット数、個数等） ※ 図面は、客室を赤色・営業所を青色等で囲んでください。 ⑤ 住民票の写し <ul style="list-style-type: none"> ※ 住民票以外のもの（戸籍謄本等）での代用はできません。 ⑥ 地域証明書（用途地域を証明するもの。）・・・・・・・・・・・・・・・・【任意書類】 ⑦ 飲食店営業許可証のコピー・・・・・・・・・・・・・・・・【任意書類】
	【法人の場合】
	上記①～⑦の書類 + ⑧ 定款 （末尾に「原本に相違ない」旨の奥書き及び日付、記名押印が必要です。） + ⑨ 法人登記事項証明書 + ⑩ 役員全員の住民票の写し （本籍地・外国籍の方は国籍等記載のもの）
手数料	必要ありません。
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>深夜、午前0時以降の遊興は禁止</u>されています。 例えば、生バンド演奏を聴かせる・ダンスをさせる等 ○ 営業開始届出前であっても、午前0時までは飲食店営業を行うことができます。